



# 住宅改修に伴う固定資産税の減額

問い合わせ 資産税課 ☎229-3132 ㊚229-3331

住宅(賃貸住宅は除く)について次の改修を行った場合、改修が完了した日から3カ月以内に申告すると、翌年度1年間の固定資産税が減額されます。申告方法など詳しくはお問い合わせください。



工事の種類	減額要件(以下の全てを満たしていること)	減額税額*1	工事内容
耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること</li> <li>令和6年3月31日までに完了した改修工事であること*2</li> <li>居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるもの</li> <li>一戸当たりの工事費用が50万円を超えていること</li> </ul>	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の2分の1	現行の耐震基準に適合する耐震改修工事
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の要件に加え、増改築に伴い新たに認定長期優良住宅に該当することになった家屋であること</li> </ul>	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の2	
バリアフリー改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築された日から10年以上を経過した住宅</li> <li>令和6年3月31日までに完了した改修工事であること*2</li> <li>居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるもの</li> <li>補助金等を除く工事費用の自己負担額が50万円を超えていること</li> <li>改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること</li> <li>65歳以上の人、要介護認定または要支援認定を受けている人、障がい者のいずれかが居住していること</li> </ul>	居住部分1戸当たり100㎡までの部分の固定資産税額の3分の1	通路・出入口の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化など
省エネ改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年1月1日以前から所在する住宅であること</li> <li>令和6年3月31日までに完了した改修工事であること*2</li> <li>居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるもの</li> <li>現行の省エネ基準に適合する工事であること</li> <li>省エネ改修に係る工事費の自己負担額が60万円超、または断熱改修に係る工事費の自己負担額が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超であること</li> <li>改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること</li> </ul>	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の1	窓の断熱改修工事(必須)、窓の断熱改修工事と併せて行う床・天井・壁の断熱改修工事
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の要件に加え、増改築に伴い新たに認定長期優良住宅に該当することになった家屋であること</li> </ul>	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の2	

\*1…適用が受けられるのは、1戸につき1回限りです。なお、耐震改修とバリアフリー改修に伴う減額、または耐震改修と省エネ改修に伴う減額はそれぞれ重複して適用することはできません。

\*2…改修工事完了後、3カ月以内の申告に限りです。



# 津市文化振興基金助成制度

問い合わせ 文化振興課 ☎229-3250 ㊚229-3344

津市の文化の振興に寄与し、広く市民を対象とする事業に対して助成を行います。

**助成対象** 10月1日(土)～来年3月31日(金)に津市内で実施・完了する芸術の鑑賞など文化を学習する機会の提供や文化活動の発表などの事業

\*審査後に助成金の交付決定を行います。詳しくは応募要領をご覧ください。

**助成額** 交付決定日以降に支出した事業実施に要する対象経費の3分の1以内(上限20万円。希望額を満たさない場合あり) \*交付決定日前の支出経費は対象外

**対象** 市内に在住・在勤・在学の人、または市内に主たる活動拠点を有する団体

**申し込み** 文化振興課または各総合支所地域振興課にある申請書に必要書類を添えて提出

\*申請書などは津市ホームページからもダウンロード可

**申込期間** 6月16日(木)～8月1日(月)

